

〔民集未登載最高裁判事例研究 三七〕

宗教法人の所有する土地の明渡しを求める訴えが、法律上の争訟に当たらず、不適法とされた事例

土地明渡等、代表役員の登記抹消手続請求事件 最高裁平二〇年(受)第一五六五号、平二一年九月二五日第三小法廷判決(裁判所時報一四九二号一六頁、判例時報二〇五八号六二頁Ⅱ判例タイムズ一三〇八号一七頁Ⅱ金融法務事情一八八八号六〇頁)

〔事 実〕

X₁(宗教法人玉龍寺)はA(宗教法人臨済宗妙心寺派)に包括される宗教法人であるが、X₁の規則(玉龍寺規則)八条一項によれば、代表役員は、「Aの宗制の規程によつてX₁の住職の職にある者」をもつて充てることとされている。また、Aにおいては、僧侶とは、Aの法階を稟承した者をいい、Aに属する僧侶は宗務本所備付けの僧侶台帳に僧籍を登録しなければならぬとされ(僧侶規程〔甲二〇〕一条一項、二条一項)、さらに、住職は僧侶であることが前提とされており、当該寺院の代表役員となるものとされている(住職規程〔甲二一〕一条、二条二項参照)。

Y₁は、X₁の住職の地位にあった者であるが、Aの宗制では

管長以外の者が法階を授与することは禁じられているにもかかわらず、Y₁が日本カルチャー協会が主催する「在家僧侶養成講座」の講師として受講者に法階を授与したことが、Aの懲戒規程四条一項三号所定の「宗旨又は教義に異議を唱え、門の秩序を紊した者」に該当するとして、Aから擯斥処分、すなわち僧侶の身分を喪失させ、僧籍台帳からその登録を削除する処分(Aの懲戒規程二条一号)を受けた。そこでY₁は、X₁を相手取つてX₁の代表役員の地位にあることの確認を求めたが、訴え却下の判決を受け、その判決は確定した(前訴)。

本件では、まず、X₁(代表役員登記の名義人はX₂)が、Y₁とY₂(Y₁の養女)を相手取り、土地家屋の所有権に基づき、Y₁に対しては建物(庫裏・本堂)退去・土地明渡しを求めると

ともに、Y₁名義となっていた本件庫裏・本堂については、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記を求めた。またY₂に対しては建物（寄宿舎）取去・土地明渡を求める訴えを提起した（甲事件）。これに対し、Y₁に代表されたX₁がX₂を被告として、錯誤を理由とする代表役員の登記の抹消登記手続を求める訴えと、仮定的に解任による同趣旨を請求する訴えを提起した（乙事件）。さらにY₁は乙事件に独立当事者参加をし、被参加人X₂に対し、代表役員の抹消登記手続を、仮定的に、真正な登記名義の回復を原因とする代表役員就任の登記手続を求めた（丙事件）。

第一審たる岐阜地方裁判所は、前訴は形式上は確かに訴え却下による敗訴であるが、裁判では正にX₁の代表役員が誰であるかということが真つ向から争われ、実質的には限りなく実体判断に近い判断をし既にその点の決着がつけられているとし、Y₁の側が擯斥処分は無効等を持ち出して前訴の蒸し返しを図るのは、信義に反し許されないとして、乙および丙事件における原告らの訴えをいずれも却下した。以上の判断に基づき、甲事件については、X₁の代表役員はX₂と認められるとして、X₁のY₁およびY₂に対する請求をいずれも認容する本案判決を下した。乙事件は、代表権限のない者が訴訟提起したものであり、また、丙事件でY₁には当事者適格がないとして、いずれも訴え却下の判決を下した。

これに対し、控訴審たる名古屋高等裁判所は、乙事件のY₁

を代表者とするX₁のX₂に対する訴えおよび丙事件におけるY₁のX₂に対する参加請求にかかる訴えにつき却下の訴訟判決をし、甲事件のX₁のY₂に対する請求を認め第一審判断を維持し控訴を棄却した。また甲事件でX₂が代表者として提起した、X₁のY₁に対する請求のうち所有権移転登記手続請求については、Y₁が、本件庫裏・本堂の所有権がX₁にあることを争っていないことから、請求を認容した点につき第一審判決を維持したが、甲事件でのX₂が代表するX₁の、Y₁に対する請求のうち、建物退去土地明渡請求については、その当否を決する前提問題として擯斥処分効力の有無が問われており、Aの宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすること避けることができないから、その実質において法令の適用による終局的な解決が不可能であるとして、法律上の争訟に当たらないとし、第一審判決を取り消したうえ訴えを却下した。

これに対し、X₂を代表者とするX₁は、甲事件のうち、Y₁に対する請求についての原審判断についてのみ上告受理の申立てをし、本件擯斥処分は、包括法人の宗制では、管長以外の者が法階を授与することは禁じられているにもかかわらず、Y₁が在家僧侶養成講座の講師として受講者に法階を授与したことを、その理由とするものであって、Y₁の行為が擯斥事由に該当するか否かについては、宗教上の教義ないし信仰の内容について評価をしなくても判断が可能であるのに、X₁の訴

えを「法律上の争訟」に当たらないとした原審の判断には法令の解釈を誤る違法があると主張した。最高裁判所は上告を受理したうえで、以下のように述べて上告を棄却した。

〔判旨〕

「本件記録によれば、上記懲戒規程五条一号は、『宗制に違反して甚だしく本派の秩序を紊した』ことを剝職事由として定めているところ、Aにおいて、法階は、管長が叙任することとされているのであるから（管長及び管長代務者規程三条一項六号、法階規程一条二項）、Y₁の上記行為が上記剝職事由に該当するか否かが問題となっているのであれば、必ずしも宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断する必要はなかったものと考えられる。しかし、X₁は、Y₁の上記行為が懲戒規程四条一項三号所定の擯斥事由に該当する旨主張しているのであって、この主張及び上記擯斥事由の内容に照らせば、本件訴訟の争点である上記擯斥処分効力の有無を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することを避けることはできないから、X₁の訴えは、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらず、不適法というべきである。」

〔評釈〕

本判旨に反対する。

一 判例の状況と本判決の位置付け

(1) 司法裁判所は、「法律上の争訟」（裁三条一項）につき裁判する。そこで、法律上の争訟とは、判例・学説により、それは①訴訟物が当事者間の具体的権利義務または法律関係とみなされること、および②訴訟物についての攻撃防御方法が法令の適用に適するもの、という二つの要件を満たすことが共通認識になっている⁽²⁾。ただ、この要件自体抽象的であり、その具体化が模索されてきた。この問題は、判例においてさまざまな面から扱われているが、とくに宗教団体内部の紛争をめぐってこの問題が先鋭的な形で争われることが多い。本件もそのような事件の一つである⁽⁴⁾。

(2) 宗教団体をめぐる紛争に関して多くの判例がある⁽⁵⁾。そして、これら多くの判例は、多かれ少なかれ、次の四つの最高裁判例によって形成された立場を踏襲している⁽³⁾とみてよい。そこで、以下ではこれらの判例を概観し、そこに見られるテーゼを抽出してみることとする。

まず①種徳寺事件（最判昭五五・一・一一民集三四卷一 号一頁）は、単純化すれば、X寺の住職であったYが妻以外の女性と懇ろになり、その結果寺務をしばし懈怠したため、檀信徒の大多数によるY不信任の署名が集まり、Yの罷免を求める嘆願書が曹洞宗宗務長に提出された。そし

てこのようなことが、住職任免規程の「住職が檀信徒の大多数から不信任の表示を受け、宗務長で住職として不適当であると認めるとき」に該当するとして罷免された。そこで、X寺がYを相手取って、本堂、庫裏等の建物の明渡しを求めたのに対し、Yが住職たる地位の確認、および代表役員たる地位の確認（これは後に取り下げられた）を求めたものである。これに対し、最高裁は、まず、住職たる地位の確認については、住職は宗教上の地位であって具体的な権利または法律関係の存否の確認を求めるものとはいえないから、かかる訴えは確認の訴えの対象となるべき適格を欠くとして不適法却下した。しかし、続いて、本堂等の明渡請求は認容したのであり、その前提として住職を罷免されたかどうか、つまり住職の地位を判断することについては「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」とした。

つぎに、②本門寺事件（最判昭五五・四・一〇判時九七

三号八五頁）は、Xが、Aが代表するY寺の代表役員であることの確認を求めた事件であり、その前提としてXが住職になったのか、それともAが住職になったのかが争われた事件である。ただ、Y寺には、住職選任に関する規則や確立された慣習などは存在していなかった。ここでは、檀信徒の多数派から推されて住職になったとするXと、前任職の単独の意思によつて住職の地位を譲られたとするAとの間で争いが起きたのである。これに対し判旨は、「寺院の住職というような本来宗教団体内部における宗教活動上の地位にある者が当該宗教法人の規則上当然に代表役員兼責任役員となるとされている場合……には、裁判所は、特定人が当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理、判断することができる」と述べ、また、「宗教上の教義にわたる事項のごときものについては……裁判所がこれに立ち入って実体的な審理、判断を施すべきものではないが、右のような宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、前記のような問題につき審理、判断することは、なんら差支えないところというべきである。……XがY寺の代表役員兼責任役員たる地位を有することの前提として適法、

有効にY寺の住職に選任せられ、その地位を取得したかどうかが争われているものであるところ、その選任の効力に関する争点は、XがY寺の住職として活動するにふさわしい適格を備えているかどうかというような、本来当該宗教団体内部においてのみ自治的に決定せられるべき宗教上の教義ないしは宗教活動に関する問題ではなく、専らY寺における住職選任の手続上の準則に従って選任されたかどうか、また、右の手続上の準則が何であるかに関するものであり、このような問題については、それが前記のような代表役員兼責任役員たる地位の前提をなす住職の地位を有するかどうかの判断に必要な不可欠のものである限り、裁判所においてこれを審理、判断することになんらの妨げはない」とする。そして、住職選任に関する規則や確立された慣習が存在しない場合でも、具体的になされた住職選任の手続、方法が寺院の本質およびY寺に固有の特殊性に照らして条理に適合したものであることができるかどうかによってその効力を判断するほかないとし、原審の認定を是認し、X勝訴の本案判決をした。

③板まんだら事件（最判昭五六・四・七民集三五卷三号四四三頁）は、Y学会の元会員であったXらが、Y学会に對してなした寄付には要素の錯誤があり無効であるとして、

その返還を求めたものである。その錯誤の内容は、Y学会が本尊だとする板まんだらは偽物であり、広宣布布達成といわれて寄付したが、Y学会は後に広宣布布は未達成であるというようになったというものである。最高裁は次のように述べてこの訴えを不適法却下した。すなわち、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経緯に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものである」と。

④蓮華寺事件（最判平元・九・八民集四三卷八号八八九頁）は、教義から見て異説を述べ改めないとして擯斥処分が付されたYに對して、住職でなくなつたとして寺院建物の明渡しをX寺が求め、逆に、Yが、擯斥処分の無効を前提としてX寺の代表役員たる地位確認を求めたものである。これに對し最高裁は、XおよびYの訴えをいずれも不適法

却下した控訴審判決を是認した。すなわち「特定人についての宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理判断する前提として、その者の宗教団体上の地位の存否を審理判断しなければならぬ場合において、その地位の選任、剥奪に関する手続上の準則で宗教上の教義、信仰に関する事項に何らかかわりを有しないものに從つてその選任、剥奪がなされたかどうか……にとどまらず、宗教上の教義、信仰に関する事項をも審理判断しなければならないときには、裁判所は、かかる事項について一切の審判権を有しない以上、右の地位の存否の審理判断をすることができないものといわなければならない」という。

以上の判例からは、以下の四つのテーゼが抽出できよう⁽⁶⁾。すなわち、まず第一に、住職たる地位の確認のように、単なる宗教上の地位の確認は、具体的な権利または法律関係の存否の確認を求めるものとはなり得ない、ということである⁽⁷⁾。第二には、宗教法人上の概念たる代表役員たる地位の確認は、具体的な権利義務の確認として審判の対象となり得るということである。また第三には、具体的な法律上の権利義務が訴訟物である場合には、その前提問題が住職の選任ないし罷免の適否であっても、その前提問題についても審判権は及ぶ。ただし、第四として、その前提問題が

信仰の対象の価値や宗教上の教義に関するものであって、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠な判断と認められる場合には、審判権は及ばない、というものである。

これらのテーゼのうち、第一と第二のテーゼについては、見解の対立は存在しなかった。問題とされたのは、宗教団体内部の地位が宗教法人上の地位、宗教団体財産の処分権限、団体から給与を受ける地位など、具体的な権利義務の前提とされている場合でも、なお、宗教団体内部の地位をめぐる争いが法律上の争訟に当たるか否かという点、すなわち第三および第四テーゼをめぐるものであった⁽⁸⁾。これらは、上記種徳寺事件、本門寺事件、板まんだら事件、蓮華寺事件のいずれにおいても示されている。そのうち、第四テーゼは、とくに板まんだら事件や蓮華寺事件で強調されており、この点の相違が、種徳寺事件や本門寺事件においては法律上の争訟性が認められたのに対して、板まんだら事件や蓮華寺事件ではそれが認められないとの結論を導いたものである。

(3) このような判例の流れの中で本件をみると、本件甲事件におけるXのYに対する訴訟の訴訟物は、所有権に基づく建物退去土地明渡しであり、まさに具体的な権利関係が争われている。そして、事件の内容からいえば、明渡請

求の前提として、住職の擯斥処分が問題となつてい
るいわゆる処分貫徹型⁽⁹⁾の事件である点で、上記種徳寺事件
や、蓮華寺事件と同質であるといえよう。そして、本判旨
は、蓮華寺事件判決の論理構成をほぼ踏襲する形で、第四
テーゼを強調し、本件訴えを不適法却下したものであり、
事例判決と評価すべきものである。

二 学説の状況とその検討

(1) 学説としては、本来宗教団体が自治的に決定すべき
宗教上の教義、信仰ないし宗教上の活動に関する事項が具
体的な権利義務または法律関係の存否を訴訟物とする訴訟
の前提問題にとどまるが、請求の当否を決するについてそ
の点の判断を避けることができない場合には、国家は宗教
上の事項に介入することは許されないとして、訴えを不適
法却下すべしとして、判例に賛成する見解も唱えられてい
る⁽¹⁰⁾が、多くの学説は、訴訟上の請求である私法上の権利に
つき法的救済を拒否することは国民の裁判を受ける権利
(憲三二条)を侵すことになる、裁判所が判断を避けると、
紛争の解決を法外の実力の争いに委ねてしまうことになる
等の理由から、判例に批判的であり、裁判所は本案の判断
をすべきであるとする。

そして、本案判決をなしうるための理論構成としては、
以下の三つに大別することができる。すなわち、①裁判所
は当該宗教団体の規則に依拠し、その規則が定める要件が
具備されているか否について、民事裁判の原則通り主張立
証責任原則を適用することによって処理すべきとする見解
である(いわゆる主張立証責任説)⁽¹¹⁾。これによれば、証明
主題はあくまで処分事由の存在といった宗教的事項という
ことになる。次に、②宗教的事項を直接証明することは不
可能ないし困難であるが、間接事実の証明がなされること
によって、立証主題たる宗教的事項について裁判所が心証
を得ることは可能であるとする見解である(仮に間接事実
証明説と呼んでおく)⁽¹²⁾。そして最後に、③宗教的問題につ
いては、当該団体がその決定や処分を自律的に行つたこと
が認められる場合には、その判断を尊重してそれを前提と
して請求につき判断を行うべきとする見解(自律結果尊重
説とか自律的決定尊重論と呼ばれる)⁽¹³⁾である。ただ、この
見解にあつては、証明主題は、本来の要件事実から、その
事実に関する団体の自律的決定へと変更されている⁽¹⁴⁾。そし
て、学説上は、②・③の見解が多数説を形成しつつあると
される⁽¹⁵⁾。

(2) 本件の請求原因事実 X_1 の所有権の存在と Y_1 の本件

土地の占有である。それに対し、Y₁がその土地に対する正当権限を有していること、すなわち、住職の地位にあるということは抗弁事由となる。さらに、本件処分の実実がそれに対する再抗弁事由となる。したがって、主張立証責任の立場からは、X₁の請求が認められるためには、再抗弁事由たる本件処分がなされたことが主張立証される必要がある。その際には、攘斥処分事由の存在、すなわち、宗制に違反して甚だしく本派の秩序を紊したことを、換言すれば、Aの宗旨・教義である「釈尊の正法眼蔵涅槃妙心実相無相微妙の法門を臨済禪師を経て伝承された開山無相大師一流の禪（臨済宗妙心寺派宗綱二条）」に違反し、それによって本派の秩序を紊したという事実が主張立証されなければならないことになる。そのためには、「釈尊の正法眼蔵涅槃妙心実相無相微妙の法門を臨済禪師を経て伝承された開山無相大師一流の禪」の意味内容を探求し、その内容に立ち入って審理判断することが不可欠である。しかるに、宗教上の宗旨・教義といった宗教上の事項に裁判所の審判権が及ばない以上、原告は請求を理由あらしめる事実を主張立証することができなかったことに帰し、請求棄却の本案判決がなされることになる。また、本件前訴は確定しているが、仮に、代表役員の確認の訴訟が係属しているとする

と、処分事由の存在（宗制違反・秩序紊乱）をX₁が主張立証できないのであるから、被処分者たるY₁が勝訴することになる。そうすると、宗教団体が多数による攘斥処分機関決定をしても、建物の明渡しを求めることもできず、また、当該住職の地位を否定することもできず、宗教団体の秩序を裁判所が大きくゆるがすことになってしまいう。また、このような結果を是認するならば、被処分者側が、教義にかかわる争点を持ち出しさえすれば勝訴できる可能性が高まることを意味し、このような教義にかかわる争点を故意に作出する訴訟戦術に出ることを助長することにもなりかねない。⁽¹⁶⁾さらに、証明責任分配の前提として、証明主題となつてはいるが裁判所が審理判断できない事項について、そもそも要件事実（主要事実）の抽出ができるのかという疑問もある。⁽¹⁷⁾このような観点から、この見解は妥当とはいえないであろう。

それに対し、間接事実証明説では、本件でいえば、要件事実は、宗旨・教義に違反し本派の秩序を紊したことでありと解され、それが証明主題となるが、裁判官としては、宗旨・教義がいかなる内容のものであるかを認識し得ない以上、宗旨・教義に違反したか否かを判断することはできないであろう。したがって、間接事実をいくら積み重ねて

も立証主題につき心証は形成できないということになるのではあるまいか。⁽¹⁸⁾

自律結果尊重説に対しては、主張立証責任説の立場から、宗教における信仰の自由と宗教団体における自治を混同・直結しているとの批判がなされている。⁽¹⁹⁾しかし、少なくとも、自律結果尊重説は、「宗教と国家の原理的独立性」から直ちに「宗教団体の任免規定解釈・適用上の最終的権限」が出てくる⁽²⁰⁾と主張しているわけではなく、憲法の諸規定および宗教法人法八五条などの規定趣旨（信教の自由や結社の自由等に基づく宗教団体の自律権）から、必要最小限の範囲で、ある法律要件事実の存否が宗教上の教義の解釈そのものにかかわっている場合には、本来の要件事実の立証に代えて、当該事実の存否について団体の自律的決定がなされ、それが一定の内容のものであるということを立証するというように、立証主題の変更を認めることが解釈論として許される、と主張しているに過ぎない。また結果の妥当性という観点からみると、本件でいえば、自律結果尊重説では請求認容判決がなされるのに対して、主張立証責任説によれば請求棄却であり、その結果は、上述したように、まことに落ち着きの悪いものであり、前説の方が説得力を有するものと考ええる。なお、宗教団体が二派に分裂

しているとき、手続準則に従っているただけで自律的決定があったとみてよいかという点については、消極論もないではない。⁽²²⁾たしかに、このような場合には、宗教団体内部における自律的決定に該当する事実の存在の証明は困難であり、通常の証明責任原則によって請求棄却の判決がなされうるのは否定できない。しかし、一般的にいえば、訴訟物が法律上の権利義務であり、かつ、攻撃防御方法が法令の適用に適するものである限り、裁判所は進んで審判権を行使すべきものであり、結果としてそれが一方当事者に有利に、他方当事者に対して不利に働いたとしても、それはやむを得ないものと考えるべきであろう。しかし、本件は、そのような二派對立型の争訟ではなく、宗教団体がなした懲戒処分につき、その効力が問題になり、その処分理由が宗旨・教義違反であったという事例である。ここでは、宗旨・教義違反の事実を証明するためには、宗教的事項の判断が不可欠となるが、このような場合には、違反をしたという事実を直接証明させる必要はなく、宗教団体が違反があったという認定をしたという事実の主張立証をもってそれに代えることができる⁽²³⁾と解する。

三 本判旨の検討

(1) 本件は、訴訟物自体、建物退去土地明渡請求権であり、法律上の権利義務であることはいうまでもない。ただ、Y₁の建物や家屋の占有権限の有無を判断するためには、X₁がなしたY₁に対する攘斥処分⁽²⁴⁾の効力を判断しなければならぬところ、その処分理由は、「宗旨又は教義に異議を唱え、宗門の秩序を紊した」ことであり、この判断のためには、宗旨又は教義に立ち入って審理をする必要があった事例である（いわゆる処分貫徹型）。すなわち、一(2)で述べた、第三テーゼと第四テーゼが問題となる事例であった。そして、本判旨は、第四テーゼを強調し、X₁の訴えを不適法却下したものである。

(2) そこで、まず、本件が訴え却下という訴訟判決をなしたことの結果の妥当性から考えてみる。本件において、X₂に代表されたX₁の訴えが却下された結果、本件庫裏や本堂につき、Y₁らの占有は事実上継続することになるため、解決は、X₁とY₁らとの私的交渉に委ねざるをえないことになる⁽²⁴⁾。しかし、本件のように訴訟にまでなった事件において、当事者の自主的解決が期待できるとは到底思えない。したがって、最悪の場合には、X₁の自力救済により、Y₁らの強制的排除という事態もおこりかねないであろう。また、

X₂は登記名義上X₁の住職であるが、当該寺院に立ち入ることもできず、建物の管理等は一切できない状態となる。他方、攘斥処分を受けたY₁も単に事実上寺院を占拠していても、所有者から司法的に明渡しを請求されないという立場にあるに過ぎず、布教の主宰者となる地位にはない。その結果、新たに別途寺院を建築する等して布教活動の拠点を他へ移し、明渡しの対象となった寺から事実上退去することにより、寺は荒れ果てる。そうすると、建物の設置保存の瑕疵により第三者が損害を被った場合を想定すると、民法七一七条一項との関係で、登記簿上の代表役員が、司法的に寺院の占有を回復する途は閉ざされており、事実上管理することはできないにもかかわらず、責任のみ負担せられるという不合理な結果が生じることは避けられないことになる⁽²⁵⁾。このような、種々の不合理な結果が生じることを考えれば、本件のような場合、訴えを却下したことは妥当であつたとはいえない。

たしかに、このような却下判決を下すことは、裁判所が宗教上の教義の判断に立ち入らないという態度を明確に示することで、信教の自由の保障や政教分離の原則（憲二〇条・八九条）に忠実であることを示すことにはなる。しかしその反面、紛争解決の必要性ないし紛争当事者の裁判を

受ける権利に対する配慮に欠けることになる。すなわち、当事者間の争訟が権利義務についての争いを内容とするものである限り、それについて裁判をすることは裁判所の権限であり、これを国民の目から見れば、裁判を受ける権利を有することになる。⁽²⁶⁾したがって、この場合、裁判所としてはその中立性に配慮するあまり、国民の裁判を受ける権利を奪うようなことがあってはならないと考える。

(3) 次に本判旨の法律構成を検討する。本件は宗教団体内部で自律的決定たる一定の処分がなされたことを前提として、団体あるいはその下部団体が原告となり、被処分者を被告として処分の効果を主張する、いわゆる処分貫徹型である。この点につき、攘斥処分を原因として土地・家屋等の明渡しを求める点ではほぼ同一の事例であるにもかかわらず、種徳寺事件においては、「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」と述べ、本案判決をしているのに対し、本判旨は、「本件訴訟の争点である上記攘斥処分

効力の有無を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することを避けることはできない」として訴え却下の判決を下しており、著しい対照を示している。その背景には、種徳寺事件においては罷免事由が住職の不行跡にあったのに対し、本件では、住職の罷免事由が「宗旨又は教義に異議を唱え」たことであり、そこでの中心的争点は、Yの法階授与行為が当該宗教団体の宗旨または教義の範囲内であったか否かであると解された点にあると思われる。その点からみれば、本件は、攘斥処分の理由が、Yの言説が異説であるか否かが争点となった蓮華寺事件と親近性を有する。しかし、蓮華寺事件では、日蓮正宗の内部において創価学会をめぐって教義、信仰ないし宗教活動に関する深刻な対立が生じ、その紛争の過程においてされた被処分者の言説が日蓮正宗の本尊観および血脈相承に関する教義および信仰を否定する異説であるとして攘斥処分がなされたものであり、まさに、紛争の中心は、日蓮正宗の教義そのものの解釈をめぐるものであったといつてよい。それに対して、本件では、攘斥処分の理由こそ、宗旨または教義に異議を唱えたことであるとされているが、その実質は、管長以外の者が法階を授与することが禁じられているにもかかわらず、被処分者が勝手にセミ

ナーの受講者に法階を授与したということが擯斥処分²⁷の理由であった事件である。言い換えれば、擯斥処分の理由たる「宗旨又は教義に異議を唱え、宗門の秩序を紊した」という事由のうち、本件における争いの中心は、「宗旨又は教義に異議を唱え」という点にあったのではなく、「宗門の秩序を紊した」か否かという点にあったと考えられるのである²⁷。したがって、一連の判例理論に従ったとしても、種徳寺事件において最高裁判所が述べた、「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その可否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」という理論が適用できたと考えられる事例なのである。そのように解すれば、本件では、Y₁が勝手に法階を授与することによって、例えば、他の被包括宗教法人たる寺の住職達が勝手に法階を授与する風潮が広まった等の事情があれば、当該宗派内における法階授与の基準が曖昧になり、管長の権威も失墜するであろう。このような事態は、まさに、当該宗派の秩序が乱されたと評価しうるのであり、このような判断の内容は、宗

教上の教義の解釈にわたるようなものではないのである。したがって、本件では、訴え却下ではなく、本案判決がなされるべき事例であったといえるのであり、仮に従来の判例理論に従ったとしても本判旨は不当である。

(4) しかし、翻って考えれば、このような判例理論による限り、具体的な権利または法律関係をめぐる争いがあり、その可否を判定する前提問題として宗教的事項につき判断する必要がある場合には、各事例の対応に応じて個別的な救済は図れるとしても、裁判所は、常に、当該宗教事項についての判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるか否かという微妙な判断が強いられることになり、このことは、裁判所に負担を掛けることになると同時に、法律関係を不安定なものにすることになる。よって、これを一般的に採用するのには躊躇を禁じ得ない。

それに対して、二で述べた自律結果尊重説は、ある団体において適切な自立的判断がなされた以上、その結果を尊重して、宗教的事項の判断に立ち入ることなく、具体的な権利・義務についての紛争を解決しようとするものであり、法的な不安定性が生じる余地ははるかに少ない。その意味で、自律結果尊重説は、判例理論よりも妥当であると思われる。自律結果尊重説は、すでに述べたように、ある法律

要件事実の存否が宗教上の教義の解釈そのものにかかわっている場合には、必要最小限の範囲で、本来の要件事実の立証に代えて、当該事実の存否について団体の自律的決定がなされ、それが一定の内容のものであるということを立証するというように、立証主題の変更を認めるものである。とくに本件では、宗教団体が二派に分裂してその正統性を争っているというような事例ではなく、管長以外の者によって勝手になされた法階授与行為が擯斥事由に当たるとされたものであり、処分主体（包括宗教法人A）の存在ないしその正統性については、被処分者は争っていない。そうである限り、このような団体のなした自律的決定は尊重されるべきであり、本件の解決にとっては、その自律的決定（処分）が正当になされたか否か、および、その処分内容は何であったかという点に証明主題を変更することが許されるものというべきである。言い換えれば、本件X₁が、Y₁に懲戒事由があったという認定を適正にしたという事実が主張立証された場合には、その自律的決定は尊重されるべく、裁判所としては、本件擯斥処分の有効性を前提として、本件建物退去土地明渡請求権の有無につき判断すればよいことになる。そして、X₁が、Y₁に懲戒事由があったという認定をしたという事実が主張立証されたといえるため

には、手続的および実体的側面についての証明が必要であると考える。すなわち、第一に、手続的な側面であれば、当該団体の規則等を手がかりに、本件擯斥処分が団体内の正当な懲戒手続を踏んでなされたことが主張立証されなければならない。ただ、すべての団体に常にこのような手続規定が存在するとは限らないことを考えれば、そのような規定がない場合には、「条理」によってそれを補充しなければならぬ⁽²⁸⁾。第二に、実体的側面として、当該処分行為の内容が、公共の利益に合致していなければならないという⁽²⁹⁾ことであり、かつ、懲戒処分をする際に、処分者に裁量権の範囲の逸脱や濫用がないということである⁽³⁰⁾。例えば、Y₁のなした法階授与行為によって、被包括宗教法人たる寺の住職等が勝手に法階を授与するといった風潮が当該宗派内にほとんど生じず、当該宗派内において無秩序や混乱がほとんど生じなかったような場合には、もっと軽い処分であつてもよいと評価できる場合もあり、そのような場合には、擯斥処分という本件懲戒処分が裁量権の範囲の逸脱ないし濫用と評価される余地もないではないであろう。したがって、こういったことを調べ直すために、原審判決を破棄し、事件を原審に差し戻すべきであつたと考える。

四 本判旨の傍論について

本判旨は、「Aの懲戒規程五条一号は、『宗制に違反して甚だしく本派の秩序を紊した』ことを剥職事由として定め」とされているところ、Aにおいて、法階は、管長が叙任することとされているのであるから（管長及び管長代務者規程三条一項六号、法階規程一条二項）、Y₁の上記行為が上記剥職事由に該当するか否かが問題となっているのであれば、必ずしも宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断する必要はなかったものと考えられる」と述べている。もし、原告側が争点を変えて、上記懲戒規程の四条一項三号ではなく、五条一号を問題にしていたならば、裁判所の審判権が及び、本案判決ができる可能性を示唆するものである。これは本判旨の結論とは直接には関係のない傍論といえる説示である。

本判旨が、傍論であるにもかかわらず、何ゆえに、X₁の勝敗を決定的に左右するであろうと思われるこのような示唆をあえてしたのかということが問題になる。この説示については、法的救済の可能性の光を見出すことができる注目すべきものであるとして評価するものもある⁽³³⁾。しかし、これは当事者が全く主張していない事実であり、事実審での当事者の主張内容を前提に判断すべき上告審としてこの

ような示唆をすることは妥当ではないと思われる⁽³²⁾。この傍論を読んだ当事者としては、それならばなぜその争点の変更につき示唆を与えてくれなかったのかと考え、第一審および原審の訴訟指揮に強い不満を抱くであろう。また、争点を変えて出直せば、本案判決が得られるということになれば再訴を誘発する可能性もある。すなわち、本件では訴え却下の判決がなされているが、攘斥処分と剥職処分とは異なった処分であり、懲戒処分を受けたY₁の地位はそれだけの処分であるかによって異なる。したがって、本判旨の却下判決の既判力は、懲戒規程四条一項三号を理由として提起する訴えは争訟性がなく不適法であるという点のみ及んでいると考えるべきであり、懲戒規程五条一号を理由とする訴えは既判力に妨げられず再度、同じ訴えを提起することができることになろう⁽³³⁾。その意味で、紛争の蒸し返しを喚起するような説示といえるのであり、不要であるばかりか、むしろ有害でもある⁽³⁴⁾。

なお本件では、懲戒規程五条一号は原審において証拠として提出されていたようであり、この点から、最高裁としては、原審に対し、X₁に対して争点の変更を促し、宗教上の教義にかかわらない事由（懲戒規程五条一号に基づく剥職処分）の主張を促すことが釈明権行使の範囲内のことと

して認められるか否かを検討させる余地はあったと思われる。もともと、釈明義務違反については、 X_1 としては上告受理理由としてはなんら主張していないのであるから、本判旨がそれにつき言及していないのはやむを得ないことであろう。むしろそうであるならば、なおさらのこと、本件傍論による示唆はすべきでなかったといえるのである。

五 結 論

以上のような考察から、本件判旨には、その理由および結論に反対する。

- (1) 最判昭二七・一〇・八民集六卷九号七八三頁、最判昭二九・二・一一民集八卷二号四一九頁、最判昭三一・二・一七民集一〇卷二号八六頁、最判昭四一・二・八民集二〇卷二号一九六頁、最判昭四四・七・一〇民集二三卷八号一四二三頁〔民訴百選四版一五事件〕等。
- (2) 伊藤眞『民事訴訟法（第四版）』一六八頁、中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義（第二版補訂二版）』一五頁、上田徹一郎『民事訴訟法（第六版）』二二三頁等。
- (3) たとえば、抽象的に法律が違憲かどうかについては審判対象とはならないとした警察予備隊違憲訴訟判決（最

判昭二七・一〇・八民集六卷九号七八三頁）、国会の解散という高度の政治性のある国家行為は、裁判所の審査の対象外にあるとした苦米地事件判決（最判昭三五・六・八民集一四卷七号一二〇六頁）、地方議会のした議員に対する出席停止の懲罰は裁判権の対象外としたもの（最判昭三五・三・九民集一四卷三三三五五頁）、国立大学における単位認定は司法審査の対象にはならないとしたもの（最判昭五一・三・一五民集三二卷二二三四頁）等多数の判例が出ている。

- (4) 本件の評釈としては、小林学・平成二二年度重要判例解説（ジュリ一三九八号）一四一頁、川嶋四郎・法セ六六四号一三四頁、門田孝・速報判例解説（法セ増刊）六号一五頁、堀野出・速報判例解説（法セ増刊）六号一六一頁、濱崎録・リマックス四一号一〇二頁、原啓一郎・平成二二年度主要民事判例解説（別冊判タ二九号）二〇六頁等がある。

- (5) 松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟（一）（二）」民商九四卷二二三四頁、三三三六九頁、井上治典「宗教団体の懲戒処分効力をめぐる司法審査の新たな流れ（上）（下）」判評五一〇号一八〇頁、五一号一八〇頁等。

- (6) これは、表現について差はあるものの、多くの学説が認めるところである。たとえば、松浦・前掲民商九四卷

- 二号二三四頁以下、三号三六九頁以下、松村和徳「宗教団体の内部紛争と民事裁判権の限界」『民事訴訟法演習』（中村英郎編）二三頁、高橋宏志「審判権の限界」『新・法律学の争点シリーズ四民事訴訟法の争点』（伊藤眞・山本和彦編）一八頁以下等。
- (7) このテーゼは、既に最判昭四四・七・一〇民集二三卷八号一四二三頁（慈照寺事件ないし銀閣寺事件と呼ばれている）が述べていたところである。ただし、本来宗教上の地位であるカトリックの修道会の会員、寺院の檀徒というのは抽象的には宗教上の地位だと解されるにもかかわらず、いわゆる充て職規定の場合の住職に対する組織上の地位である代表役員といった次善のものが用意できないため、確認請求が適法とされている（高橋・前掲争点一九頁、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研三六号三八頁参照）。
- (8) 伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判タ七一〇号六頁。
- (9) 処分貫徹型および処分抗争型の概念については、伊藤・前掲判タ七一〇号九頁。
- (10) 佐藤功「法律上の争訟」と司法権の限界」民研二三七号七頁、松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査について」創法六卷二号九五頁、本間靖規「判批」龍谷一八卷一号七七頁等。
- (11) 中野貞一郎「憲法と民事訴訟」『民事訴訟法の論点Ⅰ』六頁、同「司法審判権の限界の確定基準」『民事訴訟法の論点Ⅱ』三一四頁、同「宗教団体の自律と裁判所の審判権」判タ七〇四号七六頁、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」判タ八二九号一五頁、および最判昭五六・四・七民集三五卷三三四四三頁における寺田裁判官の意見等。
- (12) 竹下・前掲書研三六号一頁、および最判平五・九・七民集四七卷七号四六六七頁における大野裁判官の反対意見等。
- (13) 新堂幸司「審判権の限界」『講座民事訴訟②』（新堂幸司ほか編）二二頁、同『新民事訴訟法（第四版）』二四一頁、松浦馨「民事訴訟における司法審査の限界」竜寄還暦一頁、高橋宏志「重点講義民事訴訟法（上二版）」三三五頁、伊藤・前掲民訴四版一六九頁等。
- (14) 伊藤眞「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲」宗教法一〇号一六七頁。このことは、既に、高橋宏志「判批」リマークス一号二〇九頁も指摘していた。
- (15) 高橋・前掲争点二二頁。なお、濱崎・前掲評釈一〇四頁は第二説に言及しておらず、第三説が多数説であるとす。
- (16) この点につき、高橋・前掲重点講義（上二版）三三五

頁、同・前掲リマークス一〇号二〇八頁以下。

- (17) 同旨、高橋・前掲争点二二頁。この点につき、山本和彦『民事訴訟法の基本問題』四五頁以下は、主張立証責任説は、むしろ、宗教団体の規則制定の自由を前提に、「主張立証できるような事実だけを宗教団体は持ち出してこい、そのためにはそのような事実だけを要件とする規範をまず立てろ」という立論ではないかとし、このような見方からは、本文で述べた批判は本質的なものではないとする。ただ、山本説によっても、「いかに世俗的にルールを構築するとしても、やはり構成員の異端行為（教義違反行為）は懲戒事由とせざるをえず……換言すれば、世俗の問題に配慮するあまり、宗教団体自体のルールを左右せざるをえない」とすると、団体の固有の運営に支障が生じるおそれが強いのではないか、そして、そのような結果は信教の自由と真に抵触しないであろうか」との疑問が否定できないとしている。
- (18) 伊藤・前掲宗教法一〇号一六四頁。
- (19) 中野・前掲判タ七〇四号八〇頁以下。
- (20) 中野・前掲判タ七〇四号八一頁。
- (21) 伊藤・前掲宗教法一〇号一六八頁。
- (22) 高橋・前掲争点二二頁。なお、伊藤・前掲判タ七一〇号一二頁も参照。

(23) 伊藤・前掲宗教法一〇号一六九頁。

(24) 魚住庸夫「判批」ジュリ九四八号二〇〇頁。

- (25) 却下判決がもたらす不合理な点については、井上・前掲判評五一〇号六頁、山本和・前掲基本問題四三頁以下、山本弘「判批」法教一四三号一二二頁、中野貞一郎『民訴判例百選（第二版）』一〇頁、伊藤・前掲判タ七一〇号八頁等に数々の指摘がなされている。

(26) 伊藤・前掲判タ七一〇号一二頁参照。

- (27) 本判旨の傍論が、Aの懲戒規程五条一号の、「宗制に違反して甚だしく本派の秩序を紊した」という剝職事由を持ち出し、Aにおいて、法階は、管長が叙任することとされているのであるから、Yの法階授与行為が上記剝職事由に該当するか否かが問題となっているのであれば、必ずしも宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断する必要はなかったものと考えられる、と述べているのは、このことを意識したものと考えられる。

(28) 本門寺事件判決はまさにこれを実践したものだといえよう。

- (29) たとえば、XがYを懲戒処分する前に宗規違反行為であることをまったく告げず、したがってそれをやめるように忠告することもなく、いきなり本件懲戒処分を行ったのであれば、裁量権の逸脱が問題となる可能性は出てくるであろう。

(30) 竹下・前掲書研三六号二〇一二九頁参照。

(31) 川嶋・前掲評釈一三四頁。また、小林・前掲評釈一四二頁、濱崎・前掲評釈一〇四頁は、この言及につき、本件について、請求の当否を判断する前提問題においても、宗教性をできるだけ廃した主張が求められるという指針を示したものと解される、としている。

(32) 同旨、堀野・前掲評釈一六三頁は、規定五条一号への該当性を判断させるために事件を差し戻す余地もあったと考えられなくはないが……かえって不公平な結果となろうという。

(33) この点、堀野・前掲評釈一六三頁は、剥職ないし擯斥事由が懲戒規程のいずれに該当するか的主張は法律上の争訟性の点から見れば攻撃防御方法を相違させるに留まるから、懲戒規程五条一号に基づく建物収去土地明渡しを求める訴訟は既判力に抵触するという。もしこのように解するとすると、最高裁が、擯斥処分ではなく、剥職処分を理由にすれば、X₁の請求が認められる可能性を示唆しながら、積明義務違反の点をまったく不問に付した点は、やはり非難を浴びることになるう。

(34) 小林・前掲平二二年重判解一四二頁も同旨。

三上 威彦